

第1章 認定・特例認定制度の概要

1 認定等の基準

認定NPO法人、特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- (1) パブリック・サポート・テストに適合すること（認定NPO法人のみの基準）。
 - (2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
 - (3) 運営組織及び経理が適切であること。
 - (4) 事業活動の内容が適正であること。
 - (5) 情報公開を適切に行っていること。
 - (6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
 - (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
 - (8) 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- 注）上記(1)～(8)の基準を満たしていても、欠格事由に該当するNPO法人は、認定等を受けることはできません。

⇒基準の詳細は7ページに記載しています。



★ 基準への適合が必要となる期間（実績判定期間）

申請の際に基準に適合していれば、認定NPO法人等になれるわけではありません。初回の申請では直前に終了した事業年度の末日以前2年、更新時には5年内に終了した各事業年度の実績について、基準への適合を判定します。

2 欠格事由

認定NPO法人等には欠格事由があり、これに該当すると、認定NPO法人等になることができません。また、認定NPO法人等となった後、欠格事由に該当した場合は、認定等の取り消しを受けます。

⇒欠格事由の詳細は10ページに記載しています。

3 認定NPO法人等の提出書類

すべてのNPO法人は毎事業年度初めの**3か月以内**に事業報告書等を所轄庁である川崎市に提出しなければなりません。認定NPO法人等になると、それ以外にも提出する必要がある書類があります。

⇒認定NPO法人等の提出書類について詳細は16ページに記載しています。

4 認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、情報公開について一般のNPO法人以上に高い透明性が求められており、**誰に対しても、すべての事務所において**寄附者名簿・代表者変更届出書等を除く本市への提出書類を**閲覧させる**ことが必要になります。事務所での閲覧書類はすべて、川崎市役所（かわさき情報プラザ）における**閲覧・謄写（コピー）**の対象となっています。

⇒認定NPO法人等の情報公開について詳細は17ページに記載しています。

5 認定等の有効期間・更新

（1）認定の場合

認定の有効期間は、認定の日から起算して**5年間**です。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、**有効期間の更新**を行う必要があります。

⇒認定の更新について詳細は18ページに記載しています。

（2）特例認定の場合

特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して**3年間**です。特例認定は、設立以後5年を経過しない法人が一度だけ利用できる制度であるため、有効期間の**更新はありません**。



MEMO